

日本共産党県会議員団の遠藤いく子です。県政史上初めて代表質問を行う機会をいただきました。先の県議選において、4議席から8議席へと日本共産党県会議員団倍加をしたことによるものです。そこに込められた被災した方々の想いや、県民の暮らし向上を願う切実な声を抱え、願い実現に力を尽くす決意を述べまして、以下質問に入ります。

1) 知事の県政運営の基本について

冒頭お伺いします。安倍内閣の閣僚らによる失言・暴言や政治と金の問題などについて、厳しい批判がでております。このような政治家の品格について知事はどのような感想をお持ちですか。

宮城県政が最優先で取り組むべき課題、それは大震災からの復興と県民の暮らしを守ることです。その視点で見た時、復興の障害となり、あるいは足かせとなることが懸念される問題を中心にうかがいます。

安倍内閣は消費税を17年4月にも10%に引き上げる計画です。増税による新たな負担は政府試算でも一人あたり22000円となっています。増税分は社会保障のために使うと公言していますが、安倍内閣の3年間は、社会保障の自然増を毎年3000億円から5000億円抑制したことで、その規模は小泉政権時代をはるかに超えるものでした。

また食料品などを据え置く「軽減税率」を導入しても、それ以外は10%ですから大增税以外の何物でもありません。低所得者ほど負担が重くなる消費税の逆進性はさらに強まります。(年収200~300では5・9から6・9、1500以上では2・0~2・4) その一方で、黒字大企業を潤す減税を進めました。大企業減税を行っても、内部留保は増えるものの賃金に回らないことが過去の事実で明らかになりました。被災者の暮らしに大きな困難をもたらすひいては復興の足かせになる消費税10%は、中止を求めるべきと考えますが知事お答えください。

次にTPPについてうかがいます。国会はTPP交渉参加に当たって、重要5品目を関税撤廃の例外とするよう衆参ともに全会一致で決議をあげましたが、その3割は関税撤廃に追い込まれました、コメに対しては特別輸入枠が押しつけられました。農林水産物全体では8割を超す品目の関税が撤廃され、発効から7年経過すれば、さらなる関税撤廃の協議が義務づけられています。

安倍政権は協定の中身がまだ公表されていない昨年12月、農林水産物の影響試算を行いました。2年前の試算と比較すると、GDP増加額は4倍に、農林水産物の生産減少額は20分の1に、前代未聞の試算となりました。国に

準じた宮城県の試算でも、影響額は1031億円から78億円へと実に92.4%も減少になりました。TPPの農林水産物への深刻な影響を知事はどのように考えますか。

さらにGDP試算が4倍に増える理由は、トリクルダウンによる経済拡大効果と説明されています。しかし米国タフツ大学は、GDPが減少し雇用は世界で77万人減少という真逆の試算を出しました。安倍政権の発足前と比べて、大企業の利益は4割増えましたが、国民の実質賃金は5%ものマイナスです。トリクルダウンはあり得ないと思いますが、知事お答えください。

安倍首相は憲法の条文そのものを改定する明文改憲発言を、通常国会で繰り返しています。2月3日の予算委員会では、7割の憲法学者が自衛隊に違憲の疑いを持っていることを引き合いに出し「憲法違反の疑いを持っている状況をなくすべきだ」として、憲法九条2項の削除に言及しました。安保関連法の成立によって自衛隊の海外における活動は大きく拡大します。憲法九条と矛盾する状況がでたからと、憲法のほうを変えるというのは逆ではないかと考えますが、このような首相発言に対して、知事はどのような所感をお持ちですか。

次に創造的復興についてうかがいます。亡くなられた方と行方不明の方は1万788人という未曾有の大災害でした。知事は「県民誰もが誇りに思える復興を成し遂げる」と創造的復興を掲げてきました。しかし日本共産党県議団は「これが復興に値するのか」と、知事の基本姿勢を厳しく批判して、被災者の生活再建を中心にすることを求めてきたところです。

創造的復興の一つ、広域防災拠点整備についてうかがいます。23年10月に策定された県の復興計画には、広域防災拠点の位置づけは全くありませんでした。「初めに宮城野原ありき」とも言われ、経過の不透明さが浮き彫りになっています。

(さらに、現在の整備計画では交通渋滞が予想され、仙台市ハザードマップの浸水地域ともなっており、災害時役割を果たせるのか等、整備課題の本質に関わる指摘もあります。) 加えて事業費が300億円と想定され、社会資本整備総合交付金復興枠を充当し、なおかつ県負担は140億円に上るという巨大プロジェクトです。

復興計画にもなかった巨大プロジェクトが突然浮上して創造的復興のシンボルとなり予算まで付いたのは、通常の事業感覚としては考えられません。その起点はH25年1月の4者会議とされていますが、前年12月には知事レクが行われています。1月の協議呼びかけはどこが行ったのか、また事業の必要性や妥当性はいつどこで確認されたのか、該当する国の補助事業が明らかになったのはいつか等、知事お答えください。

次に仙台空港民営化についてうかがいます。すでに国管理空港の民営化第一

号として、2月には仙台国際空港株式会社によりターミナルビルと航空貨物取り扱いの事業が開始になり、6月から本格運用がスタートします。

(仙台空港の民営化は、2011年閣議決定されたPFI法改正でコンセッション方式が導入されたことを契機にはじまりました。)仙台空港ターミナルビル・国際貨物ターミナル等を、国が管理する滑走路・駐機場と一元化して管理運営を民間企業に委託するものです。しかし鉄道事業は一元化には含まれませんでした。いわば赤字の事業は今まで通り第三セクターに、黒字部分は民間の利益にと実にあからさまな民営化だと私は思いますが知事いかがですか。

先月のサポーター会議では、550万人2・5万トンという目標数値が示され、以前の600万人・5万トンが現実的な目標ではなかった事が明らかになりました。また運用時間の延長がLCC誘致には不可欠として、早朝と夜間の運用拡大が示されました。空港周辺の住民に大きな負担を与えることになる訳で、住民への説明や当該自治体の合意を得ているのか、うかがいます。

続いて水素利活用についてうかがいます。知事は東北における水素社会さきがけの地の実現を目指すとして、昨年6月「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」を策定し、スマートステーション整備と燃料電池車FCV購入を県自らが行う経費約2億円を補正しました。さらに来年度は新規事業として、民間が行うステーション整備約9億円のうち、国は対象設備分5億円の二分の一、国の対象とならない4億円の三分の一を県が独自に助成する内容です。

LPガスや都市ガス・天然ガスで水素を製造した場合には、FCVの二酸化炭素排出量はハイブリッド車とほぼ同等であり、FCVが優位となるのは、風力発電や水など再生可能エネルギーからの製造が出来るようになった時です。しかもその製造方法確立は、「将来の課題」となっているのではありませんか。

しかも来年度県内でのFCV納入は3台程度と聞きました。3台のために、多額を使いステーションを整備する意味はどこにあるのですか？県外の需要を見込んで県予算を使うということですか？知事お答えください。

さらに、FCVを製造販売するトヨタ自動車の1年間の営業利益は2兆3千億円、研究開発減税は1社で1000億円を超えています。FCV製造企業が自ら普及の先頭に立つのは当たり前で、県費を投入する必然性はないと断じます。知事の答弁を求めます。

このFCVは1台720万円、国が200万の助成を決めており県が単独で100万円上乗せする方針です。

目を被災地に転ずれば、住まいの確保のため悩み迷っている方、仮設から本設に移行できず苦しんでいる中小零細業者が沢山います。復興という看板を掲げ、大企業の利益のために行う復興事業は、中止すべきと求めますが、知事いかがですか？

県内の指定廃棄物は、環境省の再測定の結果により、8000ベクレルの基準値を上回ったものが全体の三分の一に減り、下回ったのは2314トン、環境省推計の2・5倍になったと報じられ、翌日には2年後に基準値を超える廃棄物が当初の7%に当たる250トンになるとの試算結果が判明しました。

しかし環境省は、一か所の集約管理・処分場の面積に変更なしと従来からの主張を踏襲する方針です。再測定結果を直視すれば、今必要なことは処理方針の再検討に踏み出すことであり、知事は環境省に再検討求めるべきだと思いますがいかがですか。

加えて8000ベクレル以下の廃棄物を一般廃棄物として、市町にその処理を押し付けるのは無理があり、管理と処分の在り方をこちらも再検討するべきと思うが、いかがですか。

2) 大震災から5年、被災者の生活再建を最優先で進めるためにかがいます。

(日本共産党県議団は、沿岸被災地を訪問して震災5年目の被災者と被災地の現状を見てきました。)今回は緊急の課題となっている、被災者医療介護免除措置の継続と仮設住宅から恒久的住宅への移転にしばって質問致します。はじめに医療介護問題です。

現在、国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入する一部に限り、一部負担金が免除されています。市町が減免をつづけければ国の8割支援は継続します。追加支援については来年度も行うか、日本共産党の政府交渉では「検討中である。確定はH28年12月ごろ、全国の動向を見て決める」との回答でした。国の追加支援決定を待たず続ける自治体と断念した自治体、決めかねている自治体に分かれ、沿岸15市町で見れば、継続は8市町に留まっています。また後期高齢者医療制度の免除が打ち切りになる事は、新たな矛盾をつくり出すのではないかと危惧されます。

県内の医師の団体である保険医協会が昨年から今年にかけて仮設住宅と災害公営住宅入居者を対象に行った調査では、85.9%が現在医療機関で受診をしており、免除が終了した場合、「回数を減らす」と「受診をやめる」が36.8%、約4割に上ることが明らかになりました。

同じ所得の水準で、医療費免除措置がばらばらという事態を打開するには、広域自治体である県の対応が決定的です。免除制度を継続する保険者の負担する2割について、半分を県が持つ等、支援のイニシアティブを県が発揮すれば市町を励まし、格差を是正することができます、それに要する額は、対象者を限定している現行継続で県が半分持つとした場合、医療介護あわせても7億5千万円で可能です。知事の対応にかかっていることをはっきり申し上げます。県が支援すると判断されますか？知事お答えください。

被災者の住宅確保の問題です。安心して日常を送ることのできる住まいの確保は、人間らしい暮らしの根本要件です。直近のデータでは、被災者生活再建支援金決定件数は、基礎支援金が12万9803件、加算支援金が建設購入補修賃貸住宅あわせて8万2875件です。加算支援金の申請が少ないのは、どのような方法で再建するか、決められない方が、大勢いることの現れです。

災害公営住宅の整備状況はどうか、進捗率は全体で50・7%ですが、市町ごとのばらつきも目立ちます。防災集団移転事業で建築物を建てられるところに着手した個所は195か所中140箇所です。完成年度も最も遅いところではH31年3月まで延びることがわかりました。

(仮設住宅の供与期限が迫ってくる中で、生活再建が決まらない被災者が3297人あると昨年末に公表されました。市町ごとでは、最も人的被害の大きかった石巻市で、再建方法決定者（災害公営・防災集団・独自再建）は6105人、再建方法未決定が1117人でした。しかし災害公営住宅の抽選で何度も外れていても、意向調査としては決定者の中にも含まれる、現状を反映した数字ではありません。)

仙台市では、市外から移転してきた被災者を数に入れずに整備戸数を決めました。入居希望が3844世帯いたのに3200戸の整備計画で、644戸足りません。いわゆる「市外被災者」の方が不利な抽選方法となっているため、復興住宅に入居しにくくなっています。仙台の仮設入居者の中で再建方針未定は323世帯ですが、実にその76・8%を市外で被災した方が占めており、再建が遅れていることが明らかになりました。

さらに災害公営住宅の入居資格なしとされた被災者は、希望することさえかないません。この中には、半壊の住宅をそのまま残している方や一部損壊の罹災証明だが住宅を滅失処分している人や市税滞納など、それぞれ事情があり石巻では875世帯にも上っています。

防災集団移転事業で高台に移転した場合、一番心配なのは買い物や医療機関受診の課題です。団地の世帯数がさほど大きくないところは巡回する移動販売車か、買い物や受診のため市街地に出る足の確保が緊急切実な課題です。

県が被災者の住宅確保支援を委託している「パーソナルサポートセンター」が昨年みなし仮設入居者を対象に実施した調査では、そのまま入居を希望する人が51%、その9割が家賃補助を必要と回答していると報じられました。震災後つくってきたコミュニティの中で暮らせる支援がどうしても必要です。

また仮設住宅での孤独死について、11月議会で福島かずえ議員が質問いたしました。県はその定義を改めました。報道によれば、孤独死が年々増えており、被災3県のうち宮城の孤独死が3県の半数近くを占めていること、65歳未満の方が45%もいて、今後災害公営住宅に移る中でさらに増える懸念が

あるとのことでした。

そこで知事にうかがいます。○再建未定の被災者が多数いる中で仮設供与が終了する状況をどのように受け止めていますか？○生活を再建する場所が決まらぬまま、仮設を追い出されるような事態は絶対つくと約束できますか？○現状打開のため、みなし仮設を借り上げて公営住宅にする考えはありますか？○民間賃貸住宅への家賃補助という仕組みを取り入れるお気持ちはありますか？○広域自治体の役割を果たし、受託ではなく、ニーズを把握して必要戸数を県営災害公営住宅として整備すべきと改めて求めますがいかがですか？

3) 県民の暮らしをまもる県政に

(昨年4月村井知事は全国の知事12人で「地方創生のための将来世代応援知事同盟」を結成し、6月と7月には緊急提言を行いました。若い世代が地方で暮らし子育てできる社会の実現をめざすこと、仕事と育児の両立女性の活躍、地域をになう人材の確保など美しい言葉を掲げました。しかし県政に於いてその姿勢が貫かれているとはどうも思えません。)

まず、子ども医療費の対象年齢についてです。宮城の通院2歳まで入院就学前までという水準は、昨年まで大阪と並んで最低クラスでしたが、今年度大阪府が対象年齢を通院で就学前まで引き上げたため、文字通りのワーストワンになりました。年齢を拡充すべきと何度もこの場から求めてきましたが、この願いになぜ答えられないのか、知事に改めてうかがいます。

アベノミクスのもとで格差と貧困は全国で拡大しました。とりわけ子育て家庭の貧困世帯が増加したことが山形大学戸室准教授の研究で明らかになりました。研究によればこの20年間で子育て世帯の貧困率は5・4%から13・8%に実に2・6倍の増加となりました。宮城においては、全国平均よりさらに高く15・3%、7世帯に1世帯以上の割合となっています。子育て世帯のきびしい状況に対して、子ども医療費の年齢拡充は、知事がよく言われる「宮城に生まれてよかった、育ってよかった」実現の切り札ではありませんか。知事おこたえください。

子育て世代だけではなく。県民の暮らしは大きな困難に直面しています。県内総生産や県民所得と雇用者報酬を、震災前と最高時比でみてみます。H26年実質県内総生産は震災前の8兆2512万円から9兆2503万円に1・12倍となり、富県戦略目標に近づきました。県民所得も増えて、震災前の1・12倍です。ところが雇用者報酬でみると震災前に戻らず0・98倍であり、H13年の最高時から見ると0・83倍という厳しい状況で、リーマンショックの頃に戻っていません。

県内総生産10兆円を目指す富県戦略が、県民の暮らしを豊かにしたのか、

ここに一つの答えが出ているのではないのでしょうか。大企業が豊かになればやがて県民の暮らしに廻るといふのは幻想にすぎないことが、宮城でも明らかになりました。知事いかがでしょうか、答弁を求めます

今県政に必要なのは、県民の暮らしを直接温める数々の施策です。子ども医療費助成の拡充はもちろんのこと、私学助成の充実、返還不要の奨学金制度の創設、特別養護老人ホームの建設など最優先の課題に直接力を注ぐことだと改めて求めます。

国の緊急雇用創出事業を活用して全国にコールセンターを展開したD i o ジャパンは、県内でも登米市・気仙沼市・美里町が事業を委託してきました。賃金未払いや事業所閉鎖が相次ぎ、厚労省の調査で補助金の不正受給が明らかとなりました。厚労省は今後の処理方針として「本来は関連子会社又はD i o ジャパンから返還させるべきもの」としながら、破産等により返還が見込まれないと、3市町に不適正支出額の返還を求めましたが、その返還対象額は1億2606万円、概算払い過払い金などを含めた損失額は2億円を超える金額です。これではD i o の不正行為等の全責任を市町に押し付けることとなります。

不適正支出の内容では、リース契約が多くを占めています。国のリース契約に関する方針は当初明確でなく、H25年初めて通知されたもので、国と県には責任があります。

緊急雇用創出事業制度の不備は国の責任であり、県の指導性も問われます。加えて、知事と副知事が立地協定締結式に同席するなど、D i o 進出に最大限の協力をしてきたのです。関係市町に全責任を負わせるのではなく、その負担を軽減させるため、国と県は役割を果たすこと、また知事自身は責任を感じておられるのかがいます。知事、お答えください

私はここで県にはお金がないという問題についてうかがいます。日本共産党県議団では従来から、復旧や復興、県民の暮らしに活用可能な基金について質してきました。復興と普及のために使える地域整備推進基金復興分と復旧分、そして復興基金。財政調整機能を持ち、県の判断があれば何にでも使える財政調整基金、県債管理基金一般分、それに土地基金現金分を加えれば、H27年9月末残高は、合計で1182億円になることを財政課とも確認してきました。今回提案の当初予算に使ったとして、5基金のH28末残高見込みをどのくらいと見込んでいますか？うかがいます。

さらにこの間地方交付税分の振り替わりとして、臨時財政対策債が発行されてきました。これは地方が借金する形を取りながら地方財源不足の一部を国が最終的に措置するものであり、交付税分として発行するものです。H13年から始まり、発行可能額が毎年示されてきました。全国的には可能額全額を発行している都道府県が圧倒的ですが、宮城県は震災後、23年度25年度26年

度は可能額を大幅に下回っています。

発行可能額満額を発行していないから問題だと言っているのではありません。臨時財政対策債で対応しなくとも、資金的にまわるという判断に立っていたからではありませんか？それはわたくし共が以前から指摘してきた通り、「財源不足」と議会や県民に示し、通常事業や震災対応を厳しく査定しながら、実は余裕を持って臨んでいたことを表しているのではないか、この疑問にしっかりと根拠を持ってお答えください。

4) 東日本大震災みやぎこども育英基金について

最後に「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」についてうかがいます。条例の一部改正が提案されています。改正点は、支援の対象範囲と事業内容に、遺児孤児以外の子どもたちの、心のケアや健全育成事業を含め、用途の拡大を図るものですが、私はこの改正案に反対の立場で質問いたします。この基金は、国内外の寄付によって設置されたものであり、遺児孤児に対する心からの思いによって支えられています。用途を拡充する場合も、可能な限りその子どもたちのために活用することが大前提です。

対象児童に給付する額は34億円と見込まれていますが、月額や一時金の根拠となったのは、教育長総務課が算出した学校教育費です。それ以外は算定に含めていません。その結果、岩手県や福島県の約半分の給付となってしまいました。給付の額を隣県並に引き上げても70億円程度です。そのうえで、用途の拡充を考えるべきではありませんか。本来一般会計で支出すべきものを寄付をもとにした基金から安易に崩すべきではありません。また寄付者の意向も踏まえていません。撤回を求めます。いかがですか。

以上で壇上からの質問といたします。